

企業立地促進条例

1 奨励区分別措置内容

区分	措置の名称 (条例3条1~3号)	対象施設 (条例3条1~3号)	内容 (条例3条1~3号)	期間 (条例3条1~3号)	基準 (項目ごとの全ての条件を満たすものが対象。条例5条1~3号)	取得価額 (※基準の再掲)	新規雇用者数 (※基準の再掲)	措置対象年度				
								初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
課税免除 (1号)	企業立地促進法課税免除	同意集積計画区域内に事業者が設置した企業立地促進省令3条の対象施設(=「企業立地促進法対象施設」)	企業立地促進法対象施設の家屋、構築物、土地(=「家屋等」)に対する固定資産税の課税免除 (100/100免除。減収補てん措置有)	家屋等の供用開始日の翌年(供用開始日が1月1日の場合、供用開始日の属する年。以下同じ。)の4月1日の属する年度から3年度間	1 承認企業立地計画に従って行う事業であること。 2 指定集積業種用の施設であること。 3 家屋等の取得価額が、2億円(農林漁業関連業種においては、5,000万円)を超えること。	2億円(農林漁業関連業種5,000万円)		○	○	○		
	農工促進法課税免除	農工促進法5条1項の実施計画に定める同条3項1号の工業等を導入すべき地区の区域内で、工業、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供する施設(=「農工促進法対象施設」)	農工促進法省令3条3号に規定の家屋等(条例2条3号にかかわらず、家屋等に含まれるもののうち、減価償却資産は、所得税法施行令6条1号から7号まで又は法人税法施行令13条1号から7号までに規定のもの)に対する固定資産税の課税免除 (100/100免除。減収補てん措置有)	家屋等の供用開始日の翌年の4月1日の属する年度から3年度間	1 家屋等の取得価額が、3,000万円を超えること。 2 新規雇用者が15人を超えること。	3,000万円超え	15人超え	○	○	○		
不均一課税 (2号)	企業立地促進法不均一課税	企業立地促進法対象施設	課税免除措置の適用を受けない機械及び装置に対して固定資産税額の100分の25に相当する額以内の額を固定資産税額から免除する不均一課税(=「企業立地促進不均一課税資産」) (25/100免除。減収補てん措置無)	企業立地促進法不均一課税資産の供用開始日の翌年の4月1日の属する年度から5年度間	課税免除の奨励措置を受け、かつ、企業立地促進法不均一課税資産が別にあること。	2億円(農林漁業関連業種5,000万円)		○	○	○	○	○
	その他適用施設不均一課税	適用施設のうち、企業立地促進法対象施設及び農工促進法対象施設を除く施設	減免措置(課税免除及び企業立地促進不均一課税の措置)を受けない家屋等並びに機械及び装置の固定資産税に相当する額の100分の80に相当する額以内の額(1,000万円を限度)を当該固定資産税額から免除する不均一課税 (80/100免除。減収補てん措置無)	家屋等の供用開始日の翌年の4月1日の属する年度から3年度間	1 家屋等が、この措置以外の減免措置の適用を受けず、かつ、過去においても適用を受けていないこと。 2 家屋等並びに機械及び装置の取得価額が、3,000万円を超えること。 3 新規雇用者の人数が、5人(新設の情報サービス業及び研究開発、増設(適用施設の増床に係るものに限る。)=3人)を超えること。	3,000万円超え	5人(情報サービス・研究開発(新設)、増設は3人)超え	○	○	○		
奨励金交付 (3号)	雇用奨励金	適用施設	新規雇用者(町内在住者に限る。)の人数に、30万円を乗じた額の奨励金(交付額は、1つの指定につき3,000万円を限度)の交付 (町単。国県補助等無)	供用開始日の属する年度の翌年度1年度間	1 家屋等並びに機械及び装置の取得価額が、3,000万円を超えること。 2 新規雇用者の人数が、5人(新設の情報サービス業及び研究開発、増設(適用施設の増床に係るものに限る。)=3人)を超えること。	3,000万円超え	5人(情報サービス・研究開発(新設)、増設は3人)超え	○				

2 その他

- 新規雇用者は、臨時職員を除く者で、退職補充に係る新規雇用者は人数に含めない。(条例2条2号)
- 供用開始日とは、奨励措置の対象設備等などが対象施設の用に供した日をいう。(条例3条2項)
- 基準に掲げる要件すべてに該当するものが対象(条例5条2項)
- 経過措置 改正時に奨励措置を受けている経営者等に対し、改正前条例の奨励措置期間(旧条例4条)に限り、旧条例第3条の奨励措置を行う。(条例・規則のそれぞれの附則)
- 操業休止・廃止に関する届出は、操業開始10年間に限り、提出義務あり。(規則9条2項)